

## 西宮市地域子育て支援拠点事業連絡協議会設置運営要綱

### (設置目的)

第1条 主に乳幼児とその保護者に対する子育て支援のため、市が実施する「地域子育て支援拠点事業」(以下「事業」という。)等について、その円滑な推進とより効果的な運営及び各関係機関の連絡調整のため、「西宮市地域子育て支援拠点事業連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) 事業等に関する情報収集及び情報交換、情報共有に関する事項
- (2) 関係機関及び地域団体との連携及び協力・支援体制の確立に関する事項
- (3) 事業等に関する研究及び評価、プログラム開発等に関する事項
- (4) 関係機関の研修、スタッフの資質向上等に関する事項
- (5) 市民に対する広報及び啓発に関する事項
- (6) 事業未実施の地域における新規事業及び事業拡充に関する事項
- (7) その他、事業の運営等に関して必要な事項

### (構成)

第3条 連絡協議会は、次に掲げる機関の長又は長が指名する者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) こども支援局子育て支援部子育て総合センター
- (2) こども支援局子供支援総括室子供支援総務課
- (3) こども支援局子育て支援部子供家庭支援課
- (4) こども支援局こども未来部地域・学校支援課
- (5) 健康福祉局保健所地域保健課
- (6) 西宮市地域子育て支援拠点事業実施機関
- (7) 西宮市地域子育て支援拠点事業指定管理者
- (8) 西宮市利用者支援事業実施機関
- (9) 社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会地域福祉課

2 連絡協議会において、必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第4条 連絡協議会の事務局は、子育て総合センターに設置する。

(連絡調整会議等の開催)

第5条 連絡協議会の円滑な運営を図るため、構成員からなる連絡調整会議を少なくとも年1回開催する。

2 前項の規定のほか情報交換や研修、勉強会等、必要がある場合は構成員等の求めに応じ、構成員の実務担当者からなる実務担当者会議を開催することができる。

(秘密の保持)

第6条 構成員及び連絡調整会議等の出席者等は、個人情報の保護及び管理に十分注意するとともに、前条の規定による会議等で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、構成員等が当構成員を外れた後も同じ扱いとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営や活動、その他必要な事項は、連絡調整会議において、協議により定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。